平成２２年（フ）第４７０号
岐阜市清本町２丁目１番地
債務者　安藤茂利男
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幅　　隆彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１８７０号
名古屋市中川区東起町４丁目146番地の１
ファミリアーレ東起202号
債務者　野田　幸雄
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　正木　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４２号
京都市西京区下津林東芝ノ宮町63番地
債務者　伴　紀美代
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木真一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
富山市中間島２丁目22番地レオパレスＲＥＤ201号、前住所富山市下新北町１番22号
債務者　板倉　宏明
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武島　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２００号
熊本市花園４丁目３番45号　スカイハイツ101
債務者　福山亜矢子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島　武典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８号
京都府船井郡京丹波町院内市庭11番地４
債務者　信樂　和也
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小嶋　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
三重県四日市市市場町938番地８
債務者　坂口　一也
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾市　淳二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２１７１号
札幌市中央区南25条西13丁目１番２号　Ａ－１号
債務者　櫻屋敷民雄
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　龍山　　聴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０１号
三重県四日市市山田町3496番地１
債務者　橋本　範子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　伸二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６号
横浜市鶴見区豊岡町27番20―701号
債務者　杉山　知隆
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安國　治彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２９８号
横浜市神奈川区三ツ沢中町７番19号
債務者　水原　　勇
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　入坂　剛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９９号
盛岡市松園１丁目13番16号、申立時の住所盛岡市中ノ橋通１丁目12番１―801号
債務者　岩﨑　俊一
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東海林利哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４６９号
福井市二の宮３丁目27番７号
債務者　田原　米造
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海道　宏実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月30日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５１８号
埼玉県所沢市緑町２丁目３番18―304号　浜中マンション
債務者　西村由美子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５１９号
埼玉県所沢市緑町２丁目３番18―304号　浜中マンション
債務者　西村　裕美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５２４号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目38番205号
債務者　山田　光子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１８４０号
名古屋市北区長田町３丁目56番地
債務者　榎　　永子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部